

第 203 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和 5 年 7 月 13 日 (木) 15:00~17:30
場 所	環境局 (三宮プラザ E A S T 地下 1 階)
議 題	仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案に関する審議 (第 5 回)
出席者 20 名	◇審査会委員 : 12 名 藤原委員、市川委員、山下委員、川井委員、花田委員、島委員、岡村委員、藤川委員、花嶋委員、島田委員、丑丸委員、平井委員
	◇環境局職員 : 3 名 磯部副局長、岡田自然環境課長、中西環境保全課長 他事務局 5 名
公開・ 非公開	非公開

○開会

【 会 長 】 ただいまから、第 203 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。  
本日は、(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案に関する審議を予定しています。  
また、前回の審査会での議決に基づいて、本日は、会議は非公開となっています。

それでは、事務局よろしくお願ひいたします。

【環境保全課長】 本日は、審査会答申書取りまとめの審議を行いますので、議決にあたりましては、神戸市環境影響評価審査会運営規定の第 3 条第 2 項の規定に基づきまして、過半数の委員の皆様にご出席をいただく必要がございます。現在、委員 16 名に対しまして、12 名の先生方にご出席いただいておりますので、定足数を満たしていることを、まずご報告させていただきます。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

《 提出資料の確認 》

【 会 長 】 それでは、議事に入っていきたいと思います。  
まず、事務局から、資料 11 の説明をお願いいたします。

【 事務局 】

《資料 11 について説明》

- 【 会 長 】 　ただ今の説明に対してご意見・ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、次に事務局から答申書案の説明をお願いいたします。
- 【 事務局 】 　それでは、事務局より答申書案に関してご説明申し上げます。答申書案につきましては、前回の審査会にて委員の先生に審議いただきました骨子案を基に作成しています。

《答申書案「Ⅰ はじめに」、2 ページ「Ⅱ 意見」読み上げ》

- 【 会 長 】 　今までのところについて、ご質問・ご意見等ございますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次をお願いします。
- 【 事務局 】

《答申書案「1 全般的事項」(1)～(3)読み上げ》

- 【 会 長 】 　ここまでのところで、いかがでしょうか
- 【 委 員 】 　P3 の9行目から12行目です。「その結果に応じて追加の環境保全措置を検討、実施」とあるのですが、これは誰が行うのでしょうか。神戸市としてそれをするのか、あるいは進出してきた事業者がそれをするのか、はっきりしないのですが、いかがでしょうか。そのあたり事務局がご存じでしたら教えてください。
- 【 事務局 】 　当然、工事中のものに関しては事業者たる神戸市です。供用後に関しては、事業者である神戸市が実施できる場所も多少あるとは思いますが、基本的には進出事業者に措置を講じていただくよう、神戸市が要請、協力を求めていくことになると思います。
- 【 委 員 】 　少なくとも、神戸市が責任をもってそれをするという書き方にされますか。神戸市の審査会で、事業者も神戸市なのでわかりにくいのですが、少なくともそれははっきりさせていただきたいです。
- 事業者の進出状況というところの事業者は進出事業者ですが、この事業全体をやっておられる事業者は神戸市なので、それも含めて読みにくいです。例えば、「事業者の進出状況に応じ」というところを「進出事業者に応じ」等にしていただくのも一つのやり方だと思います。
- 【 会 長 】 　もともと実施するのは神戸市ではありませんか。
- 【 事務局 】 　神戸市です。
- 【 会 長 】 　「本事業の特性を踏まえ、今後の事後調査において」というところですので、「検証、検討、実施するなど」というのは、神戸市ではないかかもしれないと思いました。この事業者というのは。

- 【事務局】 事業者たる神戸市です。
- 【会長】 ただ、事業者と言ってしまうと、「事業者の進出状況」の事業者と重なるので。
- 【委員】 それを避けるために、「進出状況に応じて」というように、進出事業者と事業者を区別しています。
- 【会長】 ご指摘は「誰が、ということを明記しましょう」ということでしょうか。
- 【委員】 はい。そして、事業者に神戸市と進出事業者の二通りがありますから、いっそ、「本事業の特性を踏まえ」の後に、「事業者たる神戸市は」としてもいいかもしれません。
- 【会長】 それでよろしいか。
- 【委員】 P3の3行目に「進出事業者の業種」と書いてあるので、その進出事業者と、この事業名である整備事業の、整備事業者というように、事業者について分けて書いたほうが、全体的に分かりやすいかと思います。ですから、先ほどのご意見のとおり、「進出事業者に応じて」として、もう全て、供用後の事業者は進出事業者、それを推進する事業者たる神戸市のことは整備事業者、というように決めてしまったらどうでしょうか。
- 【会長】 進出事業者は進出事業者でいいと思いますが。
- 【委員】 それでは、先ほどのご意見のように、7行目は「事業者の進出状況」ではなく、「進出事業者の状況」に。
- 【会長】 進出事業者の進出状況という言い方になりますか。
- 【委員】 その場合、例えば、非常に時間が経過してから進出する企業も出てきますよね。事後調査の範囲がいつまでに及ぶのか、ということはどうに理解するのですか。通常は2、3年で終了しますよね。
- 【会長】 事業完了後はそうなりますよね。
- 【委員】 しかし、もし「事業者の進出状況に応じて」ということを文字どおりに取ると、かなり後に進出しても事後調査をしなければいけないということになります。そのため、そのような意味で進出事業者だけとしてしまうと、「事後調査中に入った企業の業種に合わせて」ということになるでしょうし、進出状況というと「それよりもずっと長いスパンで進出してきた事業者に対して」という意味合いになります。事後調査の責任がどの期間に及ぶのか、ということがはっきりしないと、判断が難しいのですが。
- 【環境保全課長】 基本的に、事業調査期間は、先ほどもおっしゃられたように3年程度が大体目安になりますので、その後に進出してくる事業者については、各適応法令に基づいた対応をとっていくしかないと思います。
- 明確に3年という規定があるわけではないので、事業者たる神戸市に対して、事後調査期間を少し延長することはありえるかもしれませんが、今まではおお

むね3年が一つの目安にはなっています。

【委員】 そうであれば、「進出状況に応じて」という書き方にすると、少し問題が出てくる気がします。

【委員】 著しい環境異常があった場合は、やはり調査も含めて何か対応しなければならぬので、少なくともそのことは明記していただきたい。そのような事態を看過するべきではないと思いますので。

【委員】 アセス手続きにおいて、通常は実施主体のことを事業者というわけですから、事業者と書くと、アセスの実施主体ということになります。

事業者たる神戸市と書くと丁寧ですが、おそらく条例等で事業者は担保されているのではないかと思います。そのため、ここは「事業の状況に応じて」として、「者」も「進出」も消していいのではないのでしょうか。

【会長】 P1において「事業者は」ということで使っているのもうP3も事業者とし、今ご指摘があったように、あえて事業者たる神戸市のような言い方は、ここではしなくていいと思います。

【委員】 事業者は神戸市だということが、P1のどこかに書いてありますか。

【事務局】 アセスにおける事業者ということですので。

【委員】 ただ、よく事業者の所在地や、事業所名は書きますよね。

【委員】 事業者の氏名として書いてありますので。

【会長】 あえて、わざわざ神戸市だということを書かなくてもいいだろうと。

問題は、事後調査の枠内での対応ということをご指摘するだけでいいのか、ということですね。委員がおっしゃったのはそういうことですね。

【委員】 「今後の事後調査において」では、数年の範囲と受け取られるので、「今後の事後調査において」を外す、もしくは文言を変えるしかないかと思いました。

【会長】 事後調査の枠内であれば、事業者が事後調査として行うという話で完結しますが、それを外してしまうと、今度は誰が行うのかという話がまた戻ってきてしまうので、そこまで言及するならば、別の文章を付け足すほうがいいのではないのでしょうか。

【委員】 それはありだと思います。事後調査外のことも考慮してください、ということをお願いいただけですから。

【会長】 少し先まで行きましょうか。

今の話は(4)のところまでやって、合わせて考えるということ。

今の(1)から(3)のところ、ほかに何か気になったところがあれば。

それではとりあえず(4)、(5)、(6)までやりましょうか。

【事務局】

《答申書案「1 全般的事項」(4)～(6)読み上げ》

- 【 会 長 】 進出事業者に対する要請は書いていないのですね。事業者にこういうことをやりなさい、という話であって、進出事業者に対して何かしらの要求はしないということですか。
- 【 事務局 】 個別事項では一応述べてはいますが、全般的事項には記載していません。
- 【 委 員 】 P3(4)20行目以降で、環境形成協定や誘致・選定に当たって的確な審査を行うということを書いています。これは、事業者の進出状況がどのようなものであっても問題は起こらない、という判断ですか。
- 【 事務局 】 協定でそれを担保すると。
- 【 委 員 】 そういうことであれば、P3(2)の「事業者の進出状況に応じて」という部分は必ずしもいらぬということになるのでしょうか。7行目の、進出状況がどうであっても、事前に問題のある企業はカットするから問題がないという方針なのではないでしょうか。
- 今後、どんな進出事業者が来るのか分からないという不確定性があるということ懸念していますが、一方で、誘致や選定等の審査で環境負荷の多そうな事業者は来ないというようなことを言っているようにも見えました。つまり、審査をしても、なお何らかの環境負荷は起こりうるということではないのでしょうか。
- 【 事務局 】 この協定とは、神戸市と進出事業者で締結する協定なのですが、進出される事業者に対して「このようなことを守ってください」ということを取り交わすものです。
- 【 環境保全課長 】 進出事業者をセレクトするために使う協定ではなくて、進出事業者に対して、進出する際に守るべき内容を取り交わすための協定ということです。
- 【 会 長 】 そのとおりですが、今問題になっているのは「アセス段階で予測・想定していなかったような環境影響等への対応はどうしますか」という話ですよ。
- 【 委 員 】 (2)に書いてあることと(4)で言っていることは違いますよね。そのため、(2)の事後調査はアセスの事後調査として事業者である神戸市が実施する話、(4)は進出事業者が環境保全措置をやってください、ということでしょうか。
- 【 会 長 】 (4)に「進出事業者に対し評価書案に記載されている環境保全を要請することで可能な限り環境への負荷を低減した産業団地事業とする」と書いてあるので、(4)は予測し得ない環境影響が生じた場合の話ではないのです。
- 【 委 員 】 この(4)は、(1)の後に書くべきではないのでしょうか。「この事業はどのような産業団地になるかまだ分かりません」と先に言い、「分からないものの進出事業者の誘致・選定に当たってはこのような要請をします」と言う。そして、先ほど会長がおっしゃったように、それでも予測し得ない話になった場合、中身はまだ議論しているものの(2)に書いているように思います。

そのため、順番としては(1)不確実、(4)誘致するときには評価書案の環境保全措置を要請して協定を結ぶ、(2)予測し得ない話、とするほうがいいと思ったのですが、いかがでしょうか。

【委員】 事業自体は、進出事業者が入る前にあるので、うまくここを活かすのであれば、事業が造成できる段階と、その後、進出事業者が入ってきた段階の影響を分けるべきかと思います。事業を行う前に選定があるという形になってしまうので。

【委員】 (2)が「事後調査の実施及び予測し得ない環境影響」と二つをまとめていることが、分かりにくい気がします。事後調査は事業者の関係、予測し得ない話は進出事業者のことですよね。それが全部まとめて書いてあるので、非常に分かりにくいと思います。ですから、もう少しその区別がつくような表記にならないでしょうか。

【委員】 私も、今おっしゃったように(2)はあくまでも事後調査までの流れ、つまり造成工事中か完成したその後の部分、(4)で実際に進出事業者が入ってくることに對して、その選定及びその進出事業者の事業が行われたことによる影響の評価、あるいは指導という話に分けたほうがすっきりして、誰が何を行うか、というところが見えやすくなると思います。時系列としても合っているのではないのでしょうか。

【委員】 (2)の11行目と12行目を(4)のほうに持っていったらどうでしょうか。

【事務局】 工事そのものによる予測し得ない部分も入ってくると思うのです。事後調査は工事中から始まりますので、造成の段階で予測し得ないこともあり得るわけですね。

【委員】 どのような事業でも、予測し得ない環境影響はありますよね。しかし、あえてここで書いているのは、今回の事業の特性のせいではないか、と思うのですが。

【委員】 そういうことですね。まず、最初に(1)があることですね。

【委員】 (1)で書いてありますが、11行目12行目でもう一回書くか、あるいは意図としては(4)のほうに移されたら分かりやすいと思います。

【会長】 事後調査だけであれば最初のほうに書くべきとは思いますが。

少し整理すると、(2)事後調査の話だけだとするのであれば、最初のこの本事業の特性を踏まえという部分があるかどうか、という話ですね。それから、11行目12行目を残すかどうか、という話ですね。

その上で、(4)と(5)の間に予測し得ない環境影響への対応を、ということですね。

【委員】 (1)でこの事業は不確実性があるよということを書いて、(2)は予測し得ない影響が出たらどうするかという対応を書いてあると思うので、(2)のタイトルの

「事後調査の実施及び」が余計ではないかと。

【会長】 事後調査も通常の事業と違って不確実性があるので、適切に実施してください、というニュアンスかと思ったのですが。

その上で、事後調査でカバーできない、予測できない影響というものをどうするかという。

【委員】 それは11、12行目で書いてあります。それを一緒に書くか分けるかという話と、一体誰が実施するのか、ということをごどのように書くかという話です。

【会長】 ですから、11行目12行目のところについて、(2)と一緒に書くか別に書くかという話ですよ。それと合わせて、全般的事項の項目の並べ方という話にかかってくるわけです。

11行目12行目の、「また、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合について」のところの主語を入れましょうか。誰が、という。

【事務局】 事業者ですね。そういった場合、「事業者は原因の特定に努めるとともに」と。

【委員】 事業者でいいのですか。

【委員】 進出事業者ではなくて、事業者なのですよ。

【委員】 答申書は、最終的には神戸市長から事業者に対する書類になるわけですよ。つまり、こうしなさい、あしなさいと言っている対象は。

【会長】 アセスですから、事業実施者ですよ。

【委員】 何も書いていない場合は、通常は事業者。

【会長】 普通はそうです。

【委員】 ですから、書く必要はないと思うのですが。

【会長】 いやいや、それでいいのか、という話ですよ。最初の指摘は。

【委員】 進出事業者と整備をしている事業者の2種類いるので、書いてもらったほうがいいような気がします。これが、ある企業が特定の開発をして、その特定の開発事業をずっと継続されているならば分かりますが、箱を作る人と、箱を使う人があり、これは箱を作った人の責任か、それとも箱を使った人の責任か、ということが常に問題になると思っています。

【委員】 進出事業者に対しては、環境影響評価では何も縛ることができませんので。

【会長】 書くとしたら、「進出事業者に対して要請をすること」や「事業者を通して」という言い方になるだろうとは思っています。進出事業者に直接「こうしろ」とは言えない。ただ、「進出事業者に対して要請しろ」ということは言えるでしょうと。

【委員】 我々は、与えられた資料に基づいて意見を述べているので、全くデータがない進出事業者の中身については、逆に何も言う術も、言えることもないわけですよ。そのため、あくまでも「入居の審査の段階、あるいは実際の事業を行わ

れるときの指導をお願いします」というところまでしか言えないのでは、と思うのですが。

【委員】 それはもちろんそのとおりだと思いますが、「それをしてください」と整備事業者に言うことはできますよね。

【委員】 そのとおりです。私も特に神戸市と書く、つまりいつものケースと違うように書く必要はないのでは、と思います。

【委員】 事業者が原因の特定に努めると書いてあれば神戸市ですよ。それまで省略する必要はないような気がします。

【委員】 省略するというよりは、神戸市に対する意見ですから、わざわざ事業者と書く必要はないと思いますが。

【委員】 そういうことを書くと、では書いていないところは誰に対する文言なのか、ということにもなると思います。全体が事業者である神戸市に対する審査・意見なわけですから。

【会長】 こうしましょう。ここは、11行目で「事業者が」というのは、もういらないでしょう。あるいは、7行目の「事業者」もいらないように思います。

進出事業者に対する要請云々という話は、(4)のところの文言を修正することにしてはどうでしょう。ここで進出事業者に対し、「評価書案に記載されている環境保全措置を要請する」ということだけではなく、「現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合には適切な環境保全措置の実施を要請することによって」等の書き方にしてはどうでしょうか。

【委員】 いつもと違うのは(4)ですよ。 (4)だけがいつものアセスでは書かれず、この事業の(1)の特性に対応して追加されたところですよ。

【会長】 いかがでしょうか。

たくさんご意見をいただきましたが、(1)で事業の特性として「進出事業者が不明確であり、進出後の状況についての情報が全くない」と言い、したがって、(2)で「事業者としてはそういう特性を踏まえてしっかりと事後調査をやりたい」ということと、「現段階で予測し得ない云々のときは適切な措置を実施してください」ということを書くとしたら、(4)で「事業者は、進出事業者に対して評価書案に記載されている環境保全措置を適切に実施するように要請をし、かつ、現段階で予測し得ない環境影響評価が生じたときは、一緒になって適切な環境保全措置を実施するように要請する」と言い、それによって「可能な限り環境への負荷を低減した産業団地事業とすることが必要だ」とすることとでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 「事業の状況に応じて」という点が、今回の事業そのものなのか、この後で出てくる全体、つまり進出をした後の事業なのか、ということなかなか分かりにくいですよ。そのため、この「事業の状況に応じて」はいらぬような気がし

ます。

【委員】 併せて、答申書では、アセスの範囲に対する意見を言わなければならないわけですね。したがって、その上の事後調査終了後の話は書けないのです。それはもうアセスの範囲から外れていますから。

もし事後調査終了後の利用の話をしようとしたとすると、事後調査を長期間やっってください、という話ならば書けるとは思いますが、アセス対象範囲外である事後調査終了後の話は、ここには書けないと思います。

そして、今のご意見の事業とは、当然アセスの範囲の中の事業です。

【委員】 (4)の下の「産業団地事業とする」という言葉が出てきますが、これと審議している事業との関係がよく分からないのです。産業団地事業というのは、進出してきた後の全体のプロジェクトのことかと理解したのですが。

【会長】 アセスの範囲についてはそのとおりだと思いますが、その上で、さらにお問い合わせ、もしくは要請はできるのではないのでしょうか。

【委員】 要請はできると思います。それに関しては構わないと思います。

【委員】 それは、(4)のところで入ってくる話。

【会長】 (4)のところで入ってきますので、(2)はいわゆるアセスの対象となっている事業ということにしますか。

【委員】 そうしなければ、(4)をわざわざ立てる意味がないかと。

【委員】 事業自体が不明瞭なため、議論できないような気がしています。事業の中に、進出事業者が造成することも含まれているのかどうか、という点が、この事業の説明では読み取れません。本事業というワードで書いてある内容が、ゴルフ場を廃止して工業団地の建設を行うものであり、これが一番初期の更地にする建設だけを指すのであれば、進出事業者以降の話は事業に含まれないと思います。

【会長】 本事業には、そこは含まないでしょう。造成するところまで、その後、進出事業者がどのような建物を建て、どのような商業をするのか、ということは事業の範囲ではありませんので。

【委員】 つまり、どのような進出事業者が入るのか分からないことは、本事業の特性には入らないということですか。

【会長】 分からないことが特性です。

【委員】 造成までは分かりますよね。事業者だけが行うので。

【会長】 本事業は造成事業です。

【委員】 それならば、どのような進出事業者が入るのか分からないことは、本事業の特性には入らないと思うのですが。進出事業者が入ってきて事業を行うのは造成以後の話ですよ。その点が、私の中で分からなくなってしまいました。

【委員】 どのような種類の事業を行える場所を造成するのか、ということも含む造成

事業だと思えます。

【委員】 それであれば、進出事業者に対して強く言うということは、この事業の中で意見書の中に明確に入っていないといけないではありませんか。

【委員】 それが、先ほどの意見のとおり、実際の事業は造成までですが、その先のことが(4)のところで整理されればスムーズではないかということです。

また、この後の項目との関係もあるので、順番がこれでいいのか分からないのですが、(3)が本当は2番目に来ますよね。一番大本の、本事業の中身に対する影響評価は(3)の部分ですので、本来は、その上で本事業はこういう特性があってと言うほうが、私としては分かりやすいのです。ただ、そうすると(5)地域住民への説明という点が、逆に繋げにくくなるので、どちらがいいのか悩ましいのですが。(2)と(4)が繋がっているほうが、本当は分かりやすいのではないかと思います。

【会長】 今のご指摘ならば、(3)を最初に持ってくる、と。

【委員】 「本事業の特性を踏まえ」とわざわざ書いてしまっていますので、(2)の頭に書いていることは(1)のことなのですよ。この、(2)の「本事業の特性を踏まえ」と書いてしまうと、(4)の話まで一気に繋げないといけないようになってしまいます。

【会長】 (5)と(6)は、このまま最後に持ってくるということにしましょうか。

「本事業の特性を踏まえ」はあったほうが良いような気がします。もともと進出状況に応じて、ということでしたよね。

【委員】 工事中も入っていますので、そのとおりではないでしょうか。

ここは一般的な、ほかの事業でも使える文章ですよ。

【会長】 ここはそうですね。むしろ、「事業者の進出状況に応じて」ということは、11行目、入れ替えたので18行目辺りに持ってきたほうが収まりはいいです。

【委員】 この場合は、進出事業者の状況に応じて、なのですよ。

【委員】 ただ、進出事業者の状況以外でも、予測し得ない環境影響は生じますので、そこに入れるよりは、やはり12行目の頭がいいと思います。「不明という特性があることから、進出状況に応じて予測条件に不確実性があることに留意する必要がある」ではどうでしょうか。

【会長】 いや、それでは、その上のところで「進出事業者の云々が不明という特性がある」ということで、二重になりませんか。

【委員】 不明という特性があることから、進出状況に応じて不確実性が出てくるのでそれを留意してください、ということですよ。

【会長】 それは少しくどくないですか。

【委員】 14行目のところの、「事業の状況に応じて」が二重に入っているから接続が悪いように思います。11行目でこのような特性がある、14行目でその事業の特

性を踏まえて何々しなさい、と書くところに、また「事業の状況に応じて」とありますので。

【会 長】 これ、消しましょうか。事業実施段階から全部を含んだ話なので、あえて書かないということでどうでしょうか。

【委 員】 進出した後を想定したことは、全部(4)に出てくるかと。

【会 長】 本当は文章を分けたほうがいいのかもかもしれません。

ここはもう一回最後に戻ることになります。

【委 員】 その前に一つだけ、(4)の最後、先ほどの「産業団地事業」と書いていますよね。これは「産業団地とする」としたほうがいいのかでないでしょうか。

【会 長】 先ほどご指摘のあった、事業を消すという話ですよ。

最後にもう一度戻るということにして、2へ行きましょう。

【事務局】

#### 《答申書案「2 個別的事項」(1)読み上げ》

【会 長】 いかがでしょうか。

【委 員】 これまでの審査会でも申し上げて、事業者も行うと回答されたことですので「事後調査として供用後の大気質の施設調査を行う」ということを追加していただきたいです。全般的事項で事後調査の話をいろいろ書かれていますが、具体的な話として、「事後調査として事業の種類や大気汚染物質の排出量などの供用後の大気質の施設調査を行うこと」と。

【委 員】 大気汚染物質というのは、具体的にものは規制されますか。NOx・SOx、SPM ということで、もう決まりでしょうか。

【委 員】 タイトルが大気質なので、「大気質の」は不要かもしれませんね。

資料2のP11-7に、供用後の事後調査計画(案)の一覧表があります。供用後に関しても何らかの事後調査をすることになっているのですが、大気質、騒音も振動もですが、施設調査が抜けているので、「してください」とお願いしたところ、事業者は「します」と回答されました。

【委 員】 上のオに、供用後のことで、影響が大きいために進出事業者に対して要請する必要があると書いているので、別の項目とするよりも、そこと一緒にしたほうがいいのではありませんか。

【委 員】 それは考えましたが、オは車両の話や、どちらかといえば法や規制の話が書いてあるので、そこに入れるのは違うかと。

【委 員】 そのオで、「このため」で改行しないほうがいいように思います。

【委 員】 P11-7で、事業者は「供用後の施設調査は大気質も騒音も振動も全部やります」と言いませんでしたか。

【委 員】 言いました。私が「やってください」と言ったところ、「やります」と。

- 【委員】 それでしたら、騒音、振動も同じように追加しなければいけませんね。
- 【委員】 これは、大気汚染物質の排出量と言った場合、例えば SPM は多くが二次大気汚染物質ですが、何を測らせるのか言わなくてもいいのでしょうか。
- 【委員】 そこまでは言わなくても分かると思います。
- 【委員】 しかし、ほとんどが二次大気汚染物質なので、その発生源調査となりますと。
- 【委員】 このアセス図書で、NO<sub>x</sub> と SPM の排出量が算定されていますので、それらが対象です。
- 【委員】 つまり一次大気汚染物質だけでいいという理解ですね。
- 【委員】 もちろん、この図書で実施している範囲内の話です。
- 【委員】 これは、進出事業者ではなく、事業者が実施するのですね。
- 【委員】 事業者です。わかる範囲とはなりますが、事業者が神戸市なので、ある程度データももらえるのではないかと思います。
- 【会長】 よろしいですか。
- では、(2)の騒音、振動へいきましょうか。

【事務局】

《答申書案「2 個別的事項」(2)読み上げ》

- 【委員】 これも、大気質と同じように、修正、追加をするということですかね。
- 【会長】 そうなると思いますが、騒音、振動の先生にお聞きしたほうがいいかと。
- 【委員】 大気汚染物質の排出量ではありませんね。
- 【委員】 「事業の種類」は、事業者が回答された言葉なので、いいと思いますが、騒音特有の、音源を指すような言葉を。
- 【会長】 ここは騒音関係の追加をするということで置いておきましょうか。(1)大気質と合わせるなら、2行目のところも改行なしのほうがいいですね。
- それでは、(3)にいきましょうか。

【事務局】

《答申書案「2 個別的事項」(3)読み上げ》

- 【会長】 いかがでしょうか。水質に関して。よろしいでしょうか。
- (4)地形、地質についていきましょうか。

【事務局】

《答申書案「2 全般的事項」(4)読み上げ》

- 【委員】 データベース「など」に記録しておく必要がある、のほうがいいと思います。
- 【会長】 よろしいですか。
- それでは、とりあえず(5)にいきましょう。

【事務局】

《答申書案「2 個別的事項」(5)読み上げ》

【会長】 いかがでしょうか。

P7の9行目ですが、ここは「指導」でいいのでしょうか。

【事務局】 要請とするべきでしょうか。

【会長】 いえ、指導と書いてあるので指導でいいかと思ったのですが。

【委員】 どちらのほうが強い文言でしょうか。

【会長】 そもそも、主語が事業者だとすると、造成事業者が進出事業者に指導するということが、言葉として正しいのかと思いました。

【事務局】 要請に変えるようにいたします。

【会長】 要請では少し弱いと思います。

【委員】 要請とは、強く希望するだけですよね。それは全然順守を求めていると思うの、言葉としては弱いと思います。

【委員】 しかし、ほか全て要請になっていますよね。

【委員】 それも含めて、要請でいいのかと。要請では何もしなくていいと言っていることと同義だと思いますので。

【委員】 環境形成協定には、そのような文言を入れられないのでしょうか。協定に入っているならば、指導等強い言葉でいいと思います。

【委員】 「順守を求める」「徹底してもらおう」等の文言にしていきたいです。

【委員】 指導は相手の行動変容を促すような意味合いがありますが、要請は、こちらが要請しても後は相手がどのようなするかは分からないという、その弱さがありますよね。

【委員】 そうですよね、強く希望するだけなので、相手がそれをやらなくても問題にはなりません。

この場合、進出事業者は何も守らなくてもいい状態になっていますので、事業者のほうでそれを強く取り締まるという形にならないと、結構いろいろなことがフリーな状態になってしまうのでは、と懸念しています。

【委員】 文言の使い方として指導でもよければ、それがいいと思います。ただ、ここは指導でいいとしても、ほかのところの要請を、指導に変えていいか、ということが気になります。

【会長】 指導の場合、どうしても上下関係がありますので、「行政が事業者を指導する」であれば問題はないですが、「事業者同士で指導する」という表現は、言葉としてどうかと思います。

【委員】 この場合は、神戸市が進出事業者に指導するので、それはいいではありませんか。

- 【 会 長 】 いや、ここは行政としての神戸市ではないでしょう。アセス事業の実施者としての神戸市です。
- 【 委 員 】 適切な表現が思いつきませんが、要請は非常に弱い言葉です。本当に。  
進出指導者を縛る文言は1つも入らないので、せめて事業者が適切に彼らを、言い方は悪いですが、監督して、守ってもらいたいことをしっかり順守させる役割を果たしてもらおうことが大事だと思います。
- 【 委 員 】 進出事業者を主語にして、配慮する必要があるで終わるのは駄目でしょうか。
- 【 委 員 】 進出事業者に直接は難しいかと。
- 【 委 員 】 それはできないという話でしたね。
- 【 委 員 】 P3の環境形成協定というのは、進出事業者と誰の間の協定になるのでしょうか。
- 【環境保全課長】 この場合でしたら事業者たる神戸市との間です。
- 【 委 員 】 しかし、その場合は管理者としての神戸市ですよ。事業者ではないですよ。
- 【 委 員 】 行政機関としての神戸市ということですか。
- 【環境保全課長】 行政機関ではなく、この事業を行う立場としての神戸市、この事業を行っている実施者としての神戸市になります。
- 【 委 員 】 そうなると、やはり指導はできないのでしょうか。
- 【環境保全課長】 そうですね。馴染まないです。
- 【 委 員 】 協定の中に、それを盛り込んでもらう、ということしか言えないです。
- 【 会 長 】 強く求める。
- 【 委 員 】 「強く求める」でも僕は全然構いませんので、しっかり、強く言っていただきたい。
- 【 会 長 】 とりあえずそれでいきましょう。ほか、よろしいですか。
- 【 委 員 】 その次のカですが、「シカの影響が少ないことが考えられるため」は結果が出ていないことを言っているかのように感じられるので、「事業実施区域内に残る貴重な動植物の保全を図るため、事業実施区域へのシカの侵入が確認された場合は」ともう書いてしまっていていいと思います。また「今後」はいらんと思います。
- 【 委 員 】 この移植等ビオトープの設置というのは、事業区域内のみですか。外に出すことはありますか。
- 【 委 員 】 実施区域外に移植することはあり得ますから、事業実施区域だけではなく、移植先等も加え、「事業実施区域及び移植先等へのシカの侵入が確認された場合」にしておかないと、シカに食べさせるために持って出ることになってしまいますので、中だけ守るのではなく、移植先も守らないと意味がないかと。
- 【 委 員 】 「シカの影響が少ないことが考えられる」と書かれています。猿等、シカ以

外の原因も考えられるならば、「野生動物」としたほうが、範囲が若干広がるか  
と思います。

【会 長】 以上、よろしいですか。  
では、(6)のところを。

【事務局】

《答申書案「2 個別的事項」(6)読み上げ》

【会 長】 これは、調査を考えていません、という話でしたか。

【委 員】 細かいですが、タイトルは「人と自然との」です。「の」が入りますよね。

【委 員】 「一時休止となっていることから現地調査を行わないこととしている」とい  
うところで、理由も書かれてしまっているのですが、これは書かないほうがいいの  
ではありませんか。

「何々の現地調査を行わない理由が述べられていないが」のような書き方の  
方がいいかと。

【会 長】 いや、むしろ「一時休止となっていることから現地調査は行わないとしてい  
ることを評価書に記載する必要がある」という表現がいいのではないでしょ  
うか。

【委 員】 しかし、「理由を書け」と書いてしまうと、結局は「一時休止となっているか  
ら」ということになるだけではないでしょうか。

【委 員】 「評価書には現地調査を行わないとしているが、その理由を明確に書きな  
さい」と、それだけでいいと思います。

【会 長】 なるほど、そちらでいきましょうか。それならば、「太山寺～木津は事業実施  
区域内に位置することから、調査対象としない場合は、その理由を評価書に記  
載する必要がある」と、そう書けばいいのでしょうか。

【委 員】 評価書案には、「一時休止となっていることから現地調査は実施しない」と  
書いてありますが、それ以上の理由を求めるわけですか。

【委 員】 どちらかといえば、一時休止ですと、また使うかもしれないので評価しな  
ければならない、という話だと当時の審査会では思っていました。

【委 員】 一時休止は理由にならないということですね。

【委 員】 一時であれば。

【委 員】 一時休止で通行困難ですから、それ以上の理由とは、どのようなことを書  
けばいいのでしょうか。

【環境保全課長】 そのように通行ができないため現地調査を省きますということが P10. 9-1 に  
書いてあります。そのため、事業区域のことなのに予測評価しない場合は、そ  
の理由を書く必要があるとしました。

【会 長】 「その理由」のところは分からないわけですね。「その理由」とは何の理由で

しょうか。

- 【委員】 ですから、予測調査を行わないとしている理由ということですよ。
- 【環境保全課長】 予測評価の理由が記載されていませんので。
- 【委員】 予測評価をしない、とは。
- 【委員】 この書き方であれば、「現地調査を行わない理由を書け」ということになりますよね。
- 【会長】 つまり、予測評価をしない理由が評価書に記載されていないということですか。それでは、そう書きましょう。
- 【委員】 ここは、わざわざ改行する必要はないのでは。
- 【会長】 「事業調査区域内に位置することから、予測調査の対象としない理由を記載する必要がある」でいいではありませんか。「しない場合は」ではなく「しない理由」でいいのでは。
- 【委員】 思い出しました。P10.9-9に、予測地域にコース26及びキーナの森としたと書かれており、コース27はという質問が出ていました。しかし、それほど重大な話ではなかった気がします。
- 【会長】 わざわざ書く必要はないと思いますね。ほか、よろしいでしょうか。
- 【事務局】

《答申書案「2 個別的事項」(7)読み上げ》

- 【会長】 22行目、(7)の上から3行目ですが、「努める」は必要でしょうか。
- 【事務局】 「盛り込む必要がある」にしましょうか。
- 【会長】 そちらでいいかと思います。よろしいでしょうか。
- 次いきましょうか。
- 【事務局】

《8ページ「2 個別的事項」(8)読み上げ》

- 【会長】 はい、いかがでしょうか。
- 【委員】 「生じないとしている」に何か繋がる言葉がないと、「加えて」にはなりませんね。
- 【会長】 ここの「仏谷洞窟への影響」と「仏谷洞窟の奥にある滝」は別のものですよ。奥にある滝は水源の話ですので、「影響は生じないとしているが、洞窟の奥にある滝の水源に対しても」としてはどうでしょうか。
- 【委員】 「奥にある」はどこにかかるのでしょうか。仏谷洞窟の奥にある、水源にかかるのではありませんか。滝があるのは洞窟の奥ではなく、前だったように思います。
- 【事務局】 評価書案には「奥の滝」と書いてありました。

- 【委員】 洞窟の前ではありませんでしたが、洞窟の前に水が落ちているのではなかったでしょうか。
- 【委員】 洞窟の中の滝とは、確かにすごいですね。それほど大きい洞窟なのですか。
- 【事務局】 P10. 11-3 の表 10. 11-2 の概要に「間口 25m、奥行き 15m、高さ 3 m の岩ひさしがあり、奥の滝は絶えず水が滴り落ちている」という記載があります。
- 【委員】 岩ひさしというのが、洞窟ということですか。  
奥の滝とは、洞窟の奥の意味でしたか。
- 【会長】 岩が突き出ており、その岩の突き出た箇所の奥、という意味ではなかったでしょうか。
- 【委員】 奥を取り、「洞窟の滝の水源」としてはどうでしょうか。
- 【委員】 表 10. 11-2 の中段の写真のキャプションに「水の滴り落ちる岩ひさし」と書いてありますが。
- 【委員】 神戸市のホームページに、このように書かれているようです。
- 【委員】 おそらく、文章があまり精査されていないと思います。
- 【委員】 検索したところ、奥に神社があり、その裏に滝があると書いてありました。
- 【委員】 洞窟の滝でいいと思います。洞窟に滝があるのは間違いありませんので。
- 【委員】 こちらは堂々と調査結果と書いていますが、今、その概要が神戸市のホームページどおりという証言がありました。丸写ししたことは調査結果と言えるのでしょうか。
- 【会長】 一応現地には行ったのではないのでしょうか。
- 【委員】 表の下の写真は、調査した結果を貼っているわけですから。
- 【委員】 それならば、概要も書いていただきたかったですね。
- 【会長】 それでは(9)お願いします。
- 【事務局】

《答申書案「2 個別的事項」(9)読み上げ》

- 【会長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では(10)へ。
- 【事務局】

《8 ページ「2 全般的事項」(10)読み上げ》

- 【委員】 17 行目は「地球温暖化の防止に配慮した」とするほうがいいです。  
また、19 行目のところで「二酸化炭素を吸収しやすい樹種」とわざわざ書かれていますが、ここの造成法面の樹種については、前のページの(5)植物、動物、生態系で「在来種をなるべく植えてください」という話がすでにあります。在来種と二酸化炭素を吸収しやすい樹種ということを両方満たすことは非常に難しく、実際にはここで植えた木で二酸化炭素の吸収量にそれほど差が出るとは

思えませんので、あえてここで「二酸化炭素を吸収しやすい樹種」を入れる必要はないと思います。

もし、どうしても入れるならば、吸収だけではなく、吸収・固定について優れた性能を持つ等まで書くべきです。単に吸収がいいだけでは、すぐに葉が落ちてしまって元の木阿弥ということもありますので、個人的には、ここはむしろ消したほうが良いと思います。

【委員】 法面に植えて二酸化炭素吸収を目指すならば、頻繁に植え替えないとあまり吸収の役には立たない気がします。

【委員】 「造成法面等については」として、続けてもいいと思いますが。

【委員】 「高さのあるものなど」としてはどうでしょうか。それだけが基準ではないと思いますので、

ウは改行しないほうがスムーズだと思います。「関係車両の出入りの低減」とありますが、なるべく出入りしないことを求めるのは難しいのではないのでしょうか。アイドリングストップの徹底や、利用の要請はいいと思いますが、出入りの低減とは、どういうことなのでしょう。

【会長】 評価書案には書かないのでしょうか。

【事務局】 記載はあったと思います。

【委員】 向こうが書いているのならば、そのままにしましょう。

また、アのところで ZEB を書いてもらいましたが、進出事業者には、例えば製造業も含まれますか。

もし製造業等が入るならば、ゼット・エネルギー・ファクトリー (ZEF) というものがあります。ZEB の中に含まれるといえは含まれるのですが、建物そのものだけではなく、工場としての排出をゼロにするというものなので、もし製造業が入る可能性が高いようならば、それを書いてもいいと思いました。

【会長】 アの「事業計画」は神戸市の事業計画でしょうか。

【事務局】 事業者としての神戸市です。

【会長】 進出事業者に「このようなことを求める」というような事業計画を、事業者として作れ、ということでしょうか。

【環境保全課長】 事業者たる神戸市として、このようなことを進出事業者に求める内容の事業計画にしてください、ということです。

【委員】 アの後半の「地球温暖化」の続きに「防止」を追加するようにお願いします。

【会長】 先ほどから、いろいろ問題になっている、進出事業者への要請ということですか。

【環境保全課長】 事業者から、スマート産業団地を構築という話が、最初に出てきましたので。

【会長】 つまり、これまでに何か所か出てきた「進出事業者に対してこういうことを要請もしくは指導しろ」ということと同じ意味で使っているわけですか。

別の言い方をすると、進出事業者に対して、このようなことの導入を強く求める必要がある、指導する必要がある、ということと同じ意味ですか。

【委員】 「事業計画」を書いているといいとは思いますが、「募集の際には……配慮する必要がある」ではどうでしょうか。

【委員】 もう「配慮した産業団地とする必要がある」はどうでしょうか。産業団地は、進出事業者が作るものですよ。

【委員】 ただ、この場合は募集作業です。「募集の際には」ですので、「産業団地」ではなく、「配慮する必要がある」のほうが、すっきりしませんか。

【委員】 イですが、造成法面緑化は樹木でしょうか。

【委員】 よく「これだけの面積を緑化しないといけません」となったときに「とりあえず緑化だからいいだろう」と草を植えてそのまま、ということが結構多いので、できるだけ温暖化にも寄与するので樹木的なものを植えてほしいです。

ところが、これは法面の話ですので、それは難しい。イは削ってもいいかと思っっています。

【会長】 今のご指摘は、地球温暖化のところに書く話かどうか、ですよ。

【委員】 内容的には温暖化でもいいですが、主に造成法面の緑化について、植生に樹木を使う設計になっていますので、それは少し違うのではないかと思います。

【委員】 「ただの芝生ではなく、木を植えていただければ地球温暖化防止にも役立ちます」とは発言したと思いますが、(5)植物、動物、生態系のところで、してほしいことは書いてあるので、もうそれでいいです。温暖化のところにわざわざ書いていただく必要はないと思いますので、消していただいて構わないかと。

【会長】 地球温暖化のそこへ動かしますか。あるいは、イはもう全て削ってしまえますか。

【委員】 イは削っていただいて。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。

ウの「そのため、進出事業者に対し、再生可能エネルギーの利用、省エネ型の設備……を積極的に進めるよう求める」という話と、「評価書案に記載されている……協力を求める」という話が並んでいますが、これは順番としてはむしろ逆ではありませんか。まず、「評価書案に記載されたことは適切にやってください」とし、その上で、再生可能エネルギー等追加の話が出てくるのではないかと思います。

【委員】 後半のところにも、「取引先への次世代自動車の利用の要請」等が入っていますので。

【委員】 たしかに、評価書に書いてあることは実施してください、さらにもっと高みを目指して、もっと根本的なことも実施してください、という順序になりますね。

【委員】 それでは、評価書案に書いてあること併せて、そのほかにしてもらいたいこととして「再生可能エネルギーの利用、省エネルギー型の設備の導入を積極的に進めるよう求める必要がある」でいいと思います。

【会長】 (11)いきましょう。

【事務局】

《答申書案「2 全般的事項」(11)読み上げ》

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 ここも、アの改行は必要でしょうか。

また、旧道取付道路とありますが、「取付」は動詞としても使用されるので、このような名称であるかどうか一度確認されたほうがいいと思います。

【会長】 アは必要でしょうか。この意図は、つまり閉鎖することを分かりやすく記載しなさい、というだけですよ。最初のほうにもありましたが、周辺住民等、地域住民からすると、むしろこの旧道の交通量やその他について不安があるのではないのでしょうか。その話かと思えば、道路の閉鎖の記載の話だけでしたので、わざわざ書く必要はないと思います。

【委員】 閉鎖した後どうなるか、ということは細かく書いてあるのでしょうか。

【事務局】 評価書案には細かい記載までは載っていません。

【委員】 ですから、閉鎖するからいいということではなく、閉鎖した後はどうなるかということも書いてほしい、という趣旨かと思いました。

【会長】 このような話を書いても仕方がないと私は思いますが。

【委員】 イの記載があれば、それでいいように思います。

【委員】 アは不要なようですね。

【会長】 どうでしょうか。

最初から、修正したところを中心に見直していかないとイケませんね。

【事務局】

《答申書案の修正箇所を説明》

【委員】 (9)地球温暖化のゼット・エネルギー・ファクトリーは、適応の可能性があるということですね。

【事務局】 予測評価のところでは製造業も一部入っていますので、全くないということではないと思います。

【会長】 大体よろしいですか。

細かいところ、例えば、P5(1)大気質では、車両等による影響が大きい、「このため」ですが、(2)騒音、振動では「そのため」などの表記揺れがありますので、もう少し全体を通して見直す必要があります。

時間が押しているので、細かい文章表現は、事務局と私に一任ということに  
させていただければ嬉しいです。

それでは、本日の資料の取り扱いについて、事務局からお願いします。

【環境保全課長】 本日資料として配布している答申書案につきましては、神戸市情報公開条例  
第10条第4項に定める、審議・検討等情報として一旦非公開とさせていただき  
まして、答申書の講評後、公開とさせていただきたいと思いますが、いかがで  
しょうか。

《異議なし》

【会 長】 よろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

【環境保全課長】 今回ご議論いただきました答申書につきまして、会長に最終ご確認していた  
で、ということによりよろしいでしょうか。

《出席委員の同意》

それでは、事務局のほうで文言等を再度精査し、会長の確認をいただいた後、  
神戸市長に対して提出いただきたいと思います。

その後、市長意見書作成期限である8月3日木曜日までに作成いたしまして、  
事業者に交付したいと思っています。よろしいでしょうか。

《出席委員の同意》

【会 長】 はい、結構です。

【環境保全課長】 長時間にわたりご議論いただきまして、どうもありがとうございました。